

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和5年7月28日(2023.7.28)

【国際公開番号】WO2022/102327  
 【出願番号】特願2022-561346(P2022-561346)

【国際特許分類】

A 0 1 G 7/00(2006.01)

A 0 1 G 22/05(2018.01)

【F I】

A 0 1 G 7/00 6 0 1 Z

A 0 1 G 22/05 Z

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月4日(2022.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

果菜植物の1つの植物苗から生じる複数の地上部位のうち少なくとも2つの部位を、それぞれ異なる環境において栽培し、且つ前記果菜植物の複数の地上部位が、主枝と、側枝とを有し、

前記主枝と、少なくとも1本の前記側枝とを異なる環境において栽培する果菜植物の栽培方法。

【請求項2】

前記異なる環境は、温度、相対湿度、光、二酸化炭素濃度及び気流から選択される1つ以上の条件が異なる、請求項1に記載の果菜植物の栽培方法。

30

【請求項3】

(削除)

【請求項4】

前記異なる環境は、果実肥大促進環境を少なくとも含む果実育成促進環境と、光合成促進環境とを含み、

前記果実肥大促進環境が、温度、相対湿度、光、二酸化炭素濃度及び気流から選択される1つ以上の条件が、前記果菜植物の果実育成の促進に適した条件に設定され、

前記光合成促進環境が、温度、相対湿度、光、二酸化炭素濃度及び気流から選択される1つ以上の条件が、前記果菜植物の光合成の促進に適した条件に設定される、請求項1又は請求項2に記載の果菜植物の栽培方法。

40

【請求項5】

前記果実育成促進環境又は前記光合成促進環境において栽培される前記果菜植物の部位が、収容部に収容される、請求項4に記載の栽培方法。

【請求項6】

前記果実肥大促進環境における明期温度と、前記光合成促進環境における明期温度とが異なり、

前記果実肥大促進環境における明期温度が15 ~ 25 であり、前記光合成促進環境における明期温度が25 ~ 30 である、請求項4又は請求項5に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項7】

50

前記果菜植物の複数の地上部位が、前記側枝を2本以上有し、  
前記主枝及び前記側枝のうち少なくとも2本を、前記光合成促進環境において栽培し、  
前記光合成促進環境において、光照射の明暗周期を制御し、前記主枝及び前記側枝のうち少なくとも1本は、明期に滞在させる、請求項4～請求項6のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項8】

前記果菜植物の複数の地上部位が、前記側枝を2本以上有し、  
前記主枝及び前記側枝のうち少なくとも2本を、前記果実育成促進環境において栽培する、請求項4～請求項7のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項9】

前記光合成促進環境において、前記主枝及び前記側枝の少なくとも1本が有する葉の面積を調整する、請求項4～請求項8のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

10

【請求項10】

前記光合成促進環境において、前記主枝及び前記側枝の少なくとも1本が有する花芽を除去する、請求項4～請求項9のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項11】

前記果実育成促進環境が、開花促進環境及び果実成熟環境のうち少なくとも一方の環境を更に含み、

前記開花促進環境が、温度、相対湿度、光、二酸化炭素濃度及び気流から選択される1つ以上の条件が、前記果菜植物の開花の促進に適した条件に設定され、

20

前記果実成熟環境が、温度、相対湿度、光、二酸化炭素濃度及び気流から選択される1つ以上の条件が、前記果菜植物の果実の熟成に適した条件に設定される、請求項4～請求項10のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項12】

前記果実肥大促進環境、前記開花促進環境及び前記果実成熟環境において栽培される前記果菜植物の部位が、それぞれ異なる収容部に収容される、請求項11に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項13】

光源として、人工光照射装置を使用する、請求項1～請求項2及び請求項4～請求項12のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

30

【請求項14】

前記果菜植物はナス科の植物である、請求項1～請求項2及び請求項4～請求項13のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項15】

前記果菜植物はトマトである、請求項1～請求項2及び請求項4～請求項14のいずれか一項に記載の果菜植物の栽培方法。

【請求項16】

(削除)

【請求項17】

請求項15に記載の果菜植物の栽培方法により得られるトマト果実が、 $15\text{ mg} / 100\text{ g}$ 以上のリコペンを含有し、且つBrix糖度が5質量%以上である、請求項15に記載の果菜植物の栽培方法

40